

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第47回）議事概要

### 1 日時

令和3年11月29日（月）午後2時30分から午後4時50分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）別紙のとおり

（説明者）札幌地方裁判所民事部総括判事

（庶務）札幌地方裁判所民事首席書記官、同事務局長、同事務局次長、同総務課長、同総務課課長補佐

### 4 議事トピックス

(1) 札幌地方裁判所事務局総務課長から、前回の委員会以降の札幌地方裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について報告しました。

(2) 札幌地方裁判所民事部総括判事から民事訴訟手続におけるIT化について説明しました。

(3) 「Teams」を用いた民事訴訟手続のウェブ会議の実演を見学しました。

(4) 次回の委員会では、「札幌地方裁判所の広報活動」をテーマとして協議する予定になりました。

（議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、■：委員長、○：委員、□：説明者と表示)

### 【民事訴訟手続におけるIT化について】

(1) 札幌地方裁判所民事部総括判事から、民事訴訟手続におけるIT化について説明した。

(2) 質疑応答及び協議

○ ウェブ会議による情報の交換に関して、情報漏洩にはどのように対策しているのでしょうか。

□ ウェブ会議導入前から、当事者名など事件に関する情報については、外部に漏れることがないように細心の注意を払っており、ウェブ会議導入後はさらに慎重な取扱いをすることで情報漏洩の防止に努めています。

○ フェーズ2以降になった場合、裁判の公開の原則との関係で口頭弁論を通常法廷でモニターを見る形で開くことができるか、また、その実現までのスケジュールについて教えてください。

□ 裁判の公開の原則への対応は、現在、法制審議会等において検討中であると理解しており、法廷内にモニターを置いて公開とするか、オンラインで傍聴を可能とするかといった点が議論されているものと認識しております。

今後のスケジュールに関しては、法制審議会の結論が出る時期や、その結論に応じた法改正が行われる時期について、確たることは分かりませんが、来年の通常国会での法改正を目指していると聞いています。さらに法改正がなされた後、どのようなスパンでフェーズ2、フェーズ3と進んでいくのか、また、改正法の施行期日がどのように定められるかにもよるため、注視していきたいと思えます。

○ ウェブ会議は録音などで記録化しているのでしょうか。

□ 基本的にこれまでも録音はしていません。法廷内や準備室内でのやり取りは、公証官である裁判所書記官が立ち会って記録化するものであり、今後も録音することはないのではないかと思います。

○ 訴えの提起について、事件管理システムを通じてオンラインで行うとありますが、今後はオンラインのみでの受付となるのか、書面の受付と並行して行われるのかについての議論状況を教えてください。

□ 法制審議会において、全ての事件でオンライン提出を義務付ける案、弁護士が代理人に就いている事件のみオンライン提出を義務付けるとする案、オンライン提出を任意化する案が出されており、どの案を採用するかを現在議論していると聞いています。

- オンライン提出を導入した場合、なるべくオンラインによることとしなければ、導入の趣旨が達成できないという側面がある一方で、裁判所へのアクセスを閉ざしてはならないという極めて強い要請もあるので、その間で技術的面その他の様々な事情を考慮してどのあたりで落ち着くかということになると思っています。導入後、しばらく運用してから時代とともに変わっていくこともあると思います。
- Microsoft Teamsを使用していますが、どういうメリットがあるのでしょうか。また、裁判所が今後、独自のシステムを開発することはあり得るのでしょうか。
- Microsoft Teamsは、最高裁が導入を決めたものであり、一律に使用することとされているのはセキュリティ上の観点からと理解しています。セキュリティの観点からは独自のシステムを開発した方が安心であると思っており、現にアメリカには独自のシステムがあります。将来的にMicrosoft Teamsを使い続けるかどうかは今のところ分かりません。
- オンライン手続は当事者の負担軽減につながる大変良いものだと思います。特に北海道では、冬季の交通機関の乱れや自動車運転の負担がオンライン化によって解消されると思います。もっとも、我々は、通常、実際に裁判を傍聴し、そこで当事者や代理人から直接話を聞き、顔を合わせることで信頼関係を築くことができたのですが、今後、当事者が裁判所へ出頭しないことになると、メディアと弁護士との関係について考えなければならないと感じました。
- 現場の司法記者と民事裁判のIT化について話をする機会があったのですが、社会的に著名な事件や政治的、社会的に重要な事件について、今後取材がどうなるかという不安を抱えている人もいました。現在のフェーズ1の段階において、著名事件も早々にウェブ会議で進行してしまい、取材しにくくなったという話も聞いています。今後フェーズ2に移行すると、口頭弁論期日では法廷でモニターを通して傍聴できるようにするのかなど、裁判所がどういった運用をするのかが重要になると思います。
- 報道の立場から、法廷の雰囲気そのものや法廷での争いから波及した社会的な影響まで取材していこうと考えています。オンライン化された中でどのくらいこれらの広がり拾えるのかが、今後の課題です。
- 令和2年から3年にかけてZoomで授業を行っていますが、今問題となっているのが学生との信頼関係をオンラインで築けるかということです。民事裁判における弁護士間や裁判官と当事者などの人と人との信頼関係に対する配慮について、どう考えているのでしょうか。

□ 今回の法改正や民事訴訟のIT化は非常に大きな話ですので、きちんと決まったものがある部分とそうでない部分があります。むしろこれだけ大きな改正なので、現場の人間も走りながらアイデアを出していくことになる、それくらい規模の大きな話です。今日この場でいただいた意見は本当に参考になります。IT化を進めるに当たって、人と人との信頼関係は日ごろから切に大事だと感じています。裁判所としても、裁判官、原告、被告の信頼関係がないと裁判はできないと思っています。従前は対面での手続であったため、比較的容易でしたが、IT化を進めるに当たって、ウェブ会議を通じて何度も会話をし、真摯に意見を交換することで信頼関係は醸成されていくのか、社会実験のようなものでもありますが、IT化されたからといって裁判の質を落とさない、あるいは信頼関係を崩すことのないように注意しながら審理をしていきたいと思えます。

■ 当事者と裁判所、あるいは代理人と裁判所という、人と人との信頼関係が民事紛争解決の基礎であるということと、このシステムが普及することとは、矛盾やバッティングが生じることになるのではないかと、また、報道の立場から、裁判の傍聴などで広く見てもらうべきものが密室化してしまうのではないかとという問題が提示されたところですが、後者については、憲法の保障する裁判の公開を損なうような形の法制化や手続を許容するということはないと考えています。ただ、どういう形になっていくのかについては本当に分からないところがあります。制度を仕組み、運用を始めて分かることもあり、すべてを予見し手を打つことは困難です。

それよりもシビアな問題は、人と人との信頼関係についてですが、今はどちらかの当事者が反対したらウェブ会議は行わない運用をしています。IT化した手続がどの程度普及するかは、紛争解決機能として在来の手続とどちらが優れているかによって決まってくるのではないかと思います。事案にもよるし、今後のIT化の習熟度や技術の進歩など様々なファクターに左右されるのではないのでしょうか。既に広く行われている電話会議についても同じ問題があったはずなのですが、それによって信頼関係が損なわれたという話は聞いていません。むしろ電話よりウェブ会議の方が顔が見える分やりやすいという声も強く、そうであれば争点整理手続において深刻な影響は出ないと思えます。これからの普及に当たっては、これまでの裁判手続で達成したものが損なわれないようにしていかなければならないと思えます。

○ 人と人とのコミュニケーションを大事にしているという点について、今までの話を聞いて大変安心しました。手続に関わっている人たちには様々な資質や考えがあるので、このようなシステムが導入される段階でかなりいろいろ学んでいく部分があるのだと思います。安心、安全で迅速な進行という面がよりメリットとなるようシステムが変わっていくことが、本日のテーマにもある「民事訴訟のみらいをつく

る」ということなのだと理解しましたが、コミュニケーションなしに進めるのは訴訟にしても調停にしても難しいことだと思われまますので、このシステムを切り開いていき、その上でハイブリッドにケースバイケースでシステムを利用することを考えていかなければならないと思います。調停委員も研修などで、このようなシステムの利用について学ぶことが必要であると思いました。

■ それでは、本日の実演などに対する感想をお聞かせください。

- 市民からの相談をコールセンターや市政外相談で行っています。市役所もシステムトランスフォーメーションとってデジタル化に取り組んでいるところですが、市役所に比べて裁判所はIT化が進んでいる印象を受けました。ただ、裁判所は利用する人たちがクローズな環境なので取組みを進めやすいのかなという感想を持ちました。市役所はあらゆる方々がアクセスしてくるため、それにどう対応していくかが悩ましいところです。裁判所の世界は堅苦しい印象がありましたが、IT化によってこれから利用しやすくなるのかなと感じました。
- 刑事事件のT e a m s などを利用したIT化はなかなか難しいと想像しています。法制審議会等でも議論しているところではありますが、刑事事件においては、裁判手続以前の、警察による証拠収集や取調べにおけるIT化も検討されているようです。この場合、弁護士ではない一般市民がアクセスすることになるため、セキュリティ対策をどうするかなどが今後の懸案事項となってくると思われます。実演を見ての感想ですが、和解勧試において当事者の一方と話をしている場面をもう一方の当事者に見られることはないのでしょうか。
- 和解勧試においては、それまでの三者通話から、一対一の通話に操作を切り替えて行っていますので、他の一方当事者には見られることはありません。
- 私どもの業務でも十数年前からオンラインシステムが導入され、昔と違って大変便利になりましたが、数年に一度システムエラーが起これり、その度に大混乱することがあります。人がやることなので、システムエラーはなくなることを想定して、他の手続も選択肢としてあることや、エラーへの対処方法を周知徹底した上でIT化が進むとよいと感じました。
- デモンストレーションを拝見して、とてもT e a m s を使いこなしているという印象を受けました。授業でW e b e x やZ o o m を利用していますが、付随した機能を使いこなせていないところがありますので感心しました。裁判手続のプロセスにおいて、IT化は効率面で優れていると思いますが、市民にとって司法サービスに対するアクセスのしやすさという観点でIT化が優れていることをいかにうまく伝えるかが重要になってくると思いました。

○ 前職では数年前からウェブ会議を導入しており、大型の災害時にそれぞれの地域の災害情報を全道各地の責任者に一斉に迅速に伝えるという点で非常に有効であることは認識していましたが、堅いイメージがある裁判手続にもウェブ会議による迅速な手続が進められているのを見て、二歩も三歩も進んでいるのだと分かり安心しました。

■ むしろ裁判所の方が遅れていると思っていましたので安心しました。皆様に安心して利用していただけるIT化を進めていくことを改めて考えなければと思います。

○ 刑事裁判の分野でも法務省の方でどのようにIT化できるかという点を検討しており、議論の推移を注視しているところです。説明者の説明や委員の皆様からいただいたご意見は、今後の準備のために大変参考になりました。

○ 今の状態ですと、原告代理人として訴えを提起した場合、離れた裁判所でも必ず期日に出頭しなければならず、また、最終準備書面を提出した場合は、その陳述のために最後の期日にも出頭しなければなりません。その点、さらなるIT化が実現すれば、出頭コストを下げることにつながるのは間違いありません。ただ、裁判手続ではコミュニケーションも重要なため、たとえば和解期日に審理裁判所への本人の出頭が必要だと判断するケースでは、本人も連れていくことを考えますし、その場合、裁判所から反対されることはないものと理解しています。今後、申立てのIT利用が完全に義務化されると、IT面でアクセスできない市民をどのようにサポートするかの議論が非常に重要になってくると思います。裁判を受ける権利の侵害になりかねないところであり、その点の議論が進んでいないことについて不安を感じています。

#### 【次回のテーマについて】

○ 次回委員会においては、「札幌地方裁判所の広報活動」をテーマとするのはいかがでしょうか。札幌地裁では、裁判所の役割を正しく理解し、信頼を深めてもらうことを目的として、出前講座、法廷見学、模擬裁判といった広報活動を実施しており、近年はコロナ禍の下でオンラインを活用した広報活動も増えています。また、来年4月からは裁判員となり得る者の年齢が18歳以上に引き下げられることから、これまで以上に、主に学生層に対する「法教育」の観点を意識した広報活動が必要になると考えております。

そこで、外部の有識者である地裁委員の皆様にも、札幌地裁における具体的な広報活動を御紹介し、その活動内容に対して御感想、御意見をいただくことにより、より効果的な広報活動につなげたいと思います。

(他に意見なし)

■ それでは、「札幌地方裁判所の広報活動」をテーマとしたいと思います。

**【次回の予定について】**

今回は、令和4年5月27日（金）午後2時30分から札幌地方裁判所で開催することとなった。

出席札幌地方裁判所委員会委員一覧

五十嵐 正 憲	札幌市総務局広報部市民の声を聞く課長
井下田 英 樹	札幌地方裁判所部総括判事
磯 田 健 人	札幌弁護士会弁護士
市 木 政 昭	札幌地方検察庁総務部長
宇佐美 裕 次	株式会社北海道新聞社編集局報道センター一部次長
神 谷 奈保子	札幌民事調停協会（調停委員）
高 橋 美 幸	札幌司法書士会副会長
滝 沢 淳 一	北海道放送株式会社報道制作センター報道部長
野 田 耕 志	北海道大学大学院法学研究科教授
原 島 正 衛	北星学園大学経済学部教授
三 澤 健	公益社団法人札幌消費者協会理事
森 英 明	札幌地方裁判所長

(五十音順敬称略)